



要保護世帯向け不動産担保型生活資金に係る不動産評価に関する覚書

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）とは、要保護世帯向け不動産担保型生活資金に係る不動産評価の実施に関し、次のとおり覚書を取り交わす。

1 業務内容

乙は、甲が依頼する不動産の事前相談、不動産評価等の業務を行う不動産鑑定士の選定に協力をする。不動産評価の方法、評価費用等は別紙1及び2のとおりとする。

なお、乙は不動産所有者にかかる個人情報については一切保有しないこととする。

2 覚書に定めのない事項等

この覚書にない事項または疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議の上取り決める。

3 有効期間

この覚書の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

なお、期間満了の日までに甲乙双方いずれからも申し出がない場合には1年ごとに自動更新するものとする。

以上、覚書の証として本証2通を作成し、甲乙において記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年4月1日



さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65
甲 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
会長 山口 宏 樹



さいたま市浦和区常盤4-1-1
乙 公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会
会長 中野 拓



別紙 1

要保護世帯向け不動産担保型生活資金 不動産評価の方法

1 評価の日時

- (1) 相談者からの申込後、不動産鑑定士協会（以下、「協会」）が埼玉県社会福祉協議会（以下、「県社協」）に毎年4月に提供した不動産鑑定士のリストを基に、県社協が不動産鑑定士を選定し、調整の上、日時を決定する。
- (2) 日時について、市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」）を經由し、借入申込を行った相談者（以下、「申込者」）及び生活保護の実施機関に連絡する。

2 評価の場所

- (1) 申込者宅で行う。
- (2) 現地集合、現地解散とする。

3 鑑定者及び立会人

- (1) 不動産鑑定士が鑑定する。
- (2) 市町村社協職員、県社協職員、申込者及び生活保護の実施機関職員が立ち会う。

4 評価

- (1) 定められた様式に基づいて評価を行う。
- (2) 国土交通省が定める不動産鑑定評価基準に基づき不動産鑑定評価額を算定する。

5 評価結果

- (1) 不動産鑑定士は、協議により定める期日までに、不動産鑑定評価書正本を2部作成し、県社協に送付する。
- (2) 不動産鑑定士は、県社協が要請した場合、県社協が開催する貸付審査等運営委員会へ出席し、評価結果の概要を説明する。

6 評価費用

不動産鑑定業者が生活保護の実施機関に評価費用を請求し、生活保護の実施機関が請求に基づき支払うものとする。

7 不動産鑑定士協会への報告

県社協は不動産評価を行った結果を、不動産鑑定士協会に報告する。

要保護世帯向け不動産担保型生活資金 不動産再評価の方法

1 不動産再評価の対象

以下のいずれかに該当する場合、不動産再評価を実施する。

- (1) 生活福祉資金貸付規程第17の3の(1)及び(2)
- (2) 生活福祉資金（要保護世帯向け不動産担保型生活資金）運営要領第7の1及び2並びに第9の3

2 再評価者

- (1) 原則として、直前の評価を行った不動産鑑定士が不動産再評価を担当する。当該不動産鑑定士が対応できない場合、県社協が選定する不動産鑑定士が不動産再評価を担当する。
- (2) 直前の評価を行った評価者と異なる場合、再評価の前に、県社協職員が不動産鑑定士に対し、前回評価表を送付する。

3 再評価

- (1) 定められた様式に基づいて再評価を行う。
- (2) 国土交通省の定める不動産鑑定評価基準に基づき不動産鑑定評価額を算定する。

4 評価結果

- (1) 不動産鑑定士は、協議により定める期日までに、不動産鑑定評価書を2部作成し、県社協に送付する。
- (2) 不動産鑑定士は、県社協が要請した場合、県社協が開催する貸付審査等運営委員会へ出席し、評価結果の概要を説明する。

5 評価費用

不動産鑑定士が県社協に評価費用を請求し、県社協は請求に基づき支払うものとする。

6 不動産鑑定士協会への報告

県社協は再評価を行った結果を、不動産鑑定士協会に報告する。



Faint, illegible text in the upper middle section of the page, possibly a header or introductory paragraph.

Second block of faint, illegible text, appearing as a distinct paragraph.

Third block of faint, illegible text, continuing the document's content.

Fourth block of faint, illegible text, located in the lower middle section.

Fifth block of faint, illegible text, positioned near the bottom of the main body.

